

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用区域内の
開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進
に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・津波被害を受けた農地については、早期に復旧、復興を図る。（浸水農地面積1,771haのうちH24作付面積1,099ha）
- ・水稻を中心とした作付を行っていた沿岸部、内陸部の農地については、引き続き水稻を中心とし、大区画ほ場整備や農地の利用集積を進める。
- ・施設園芸を行っていた沿岸部農地については、引き続き施設園芸を中心とした高付加価値型農業を振興するとともに、沿岸部農地からの移転を図る農業者のために、内陸部農地に施設園芸の拡大を図るための施設整備を行う。
- ・防災集団移転後の農業集落跡地は農地、農業関連施設等の整備を行い、農業用途としての跡地利用を行う。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・沿岸部の大川、北上地区農地の災害復旧事業を推進する。（宮城県事業）
- ・大川、北上、飯野川、真野大谷地、三輪田、河南4期、鹿又、広瀨沼の8地区で施工中のほ場整備事業を推進する。（宮城県事業）

【参考】

受益面積

大川	413ha	北上	294ha	飯野川	322ha	真野大谷地	160ha
三輪田	113ha	河南4期	105ha	鹿又	585ha	広瀨沼	698ha

事業進捗率（H23年度末 事業費ベース）

大川	74.2%	北上	47.8%	飯野川	76.5%	真野大谷地	77.4%
三輪田	54.8%	河南4期	64.5%	鹿又	2.6%	広瀨沼	2.2%

農地集積率

大川	H22	49.9%	→	H28	61.9%	北上	H22	56.9%	→	H28	61.5%
飯野川	H22	47.9%	→	H28	61.2%	真野大谷地	H22	69.6%	→	H25	69.6%
三輪田	H22	45.0%	→	H27	64.0%	河南4期	H22	54.9%	→	H28	67.5%
鹿又	H22	0.0%	→	H31	65.1%	広瀨沼	H22	8.3%	→	H31	66.1%

- ・釜地区（旧石巻市）で行われていた施設園芸について、復興交付金事業を活用した施設整備を行い、営農再開に向けた取組みを支援する。
- ・須江地区（旧河南町）、蛇田地区（旧石巻市）の農地については、施設園芸の生産拡大のため、復興交付金事業を活用した施設整備を行う。また、食料供給施設や六次産業化の推進等に向けた直売施設、加工施設の整備を行う。
- ・北上地区に地域の被災農業者が共同利用できる乾燥調製貯蔵施設の整備を行うほか、同地区及び大川地区の被災農業者に対して、市で導入する農業用機械施設等を貸与するなどの取組により、営農活動の再開支援、農地利用集積の促進、農業経営の効率化等を図る。
- ・大川、北上地区の農業集落跡地は、農地として活用可能なエリアについては、復興交付金事業を活用し農地整備を行う。農地としての活用が難しいエリアについては、通勤型農業に対応するための共同利用施設等の整備を行う。
- ・津波による浸水被害地域及びその隣接地域については、宮城県と共同申請を行った民間投資促進特区

(農業版)の認定を受けたことから、本制度を活用して農業法人の新規参入等を推進する。

- ・ 牡鹿半島の鮫浦、谷川、大谷川の3地区では農地集積の取組みとして、農山漁村地域復興基盤総合整備事業を活用した農業生産基盤の整備を行い、農業経営の効率化を推進する。(宮城県事業)

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)

- ・ 大川、北上、飯野川、真野大谷地、三輪田の5地区については、農地復旧事業と併せてほ場整備事業を継続し、優良農地の拡大及び確保を図る。
- ・ 内陸部で実施中の鹿又、広淵沼、河南4期地区のほ場整備を推進し、優良農地を確保する。
- ・ 新市街地周辺の蛇田、須江地区の農地については引き続き優良農地として確保することを基本とする。
- ・ 大川、北上地区の農業集落跡地については、農地整備に向けた調査を行い、可能な限り農地としての利用を行う。
- ・ 計画区域内の農用地区域外の農地については、積極的に農用地区域へ編入し、農地の確保を図る。
- ・ 牡鹿半島の鮫浦、谷川、大谷川の3地区については、農業生産基盤の整備を行い、優良農地の拡大及び確保を図る。

② 農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)

- ・ 計画区域内で津波被害を受けた、大川、北上、飯野川、三輪田、真野大谷地地区については、農地として復旧・復興することを基本として、引き続き水稻を中心とした農地利用を図る。(1,302ha)
- ・ 大川、北上地区の集団移転跡地については、農地、農業用施設用地として復旧、復興することを基本とする。(大川地区 10ha、北上地区 10ha)
- ・ 須江地区の農地については、高付加価値型農業や六次産業化を視野に入れた、農地の高度利用を推進する。(120ha)
- ・ 民間投資促進特区(農業版)の認定を受けた地域については、農業法人の新規参入等による、農地集積を推進する。(6,836ha)

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見(法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等(共同作成を除く。))

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
A-1	新蛇田	市街地開発事業	住宅地	46.5ha	42.1ha	46.5ha	42.1ha	石巻市	H24～H32	3,020人 (1,160戸)	市街化調整区域	移転元Ⅰ区域、47ha 市街化区域（南浜地区） 3,020人、1,160戸 移転跡地：公園利用47ha
A-2	新渡波	市街地開発事業	住宅地	18.0ha	13.5ha	13.9ha	13.5ha	石巻市	H24～H32	650人 (250戸)	市街化調整区域	移転元Ⅱ区域、15ha 市街化区域（渡波地区） 650人、250戸 その他：被災教育施設 3ha 計 18ha 移転跡地：防災ゾーン（緑地及び産業系：非可住地）18ha
A-3	新渡波西	市街地開発事業	住宅地	11.2ha	8.3ha	11.2ha	5.1ha	石巻市	H25～H32	810人 (310戸)	市街化調整区域	移転元Ⅲ地域、35ha 市街化区域（湊地区） 1540人、590戸 移転跡地：産業系 （非可住地）35ha
A-5	新蛇田南	市街地開発事業	住宅地	27.4ha	23.0ha	27.4ha	22.5ha	石巻市	H25～H32	1,740人 (670戸)	市街化調整区域	移転元Ⅳ地域、73ha 市街化区域（釜・大街道地区） 2,290人、880戸 市街化区域（中瀬地区）5ha 40人、15戸 移転跡地：産業系、公園利用 （非可住地）78ha
A-6	あけぼの北	市街地開発事業	住宅地	5.6ha	4.7ha	5.6ha	4.7ha	石巻市	H25～H29	430人 (165戸)	市街化調整区域	移転元Ⅴ地域、6.8ha 市街化区域（住吉町他地区） 430人、165戸 移転跡地：堤防ゾーン

												(非可住地) 6.8ha
D-2	小室	集团移転促進事業	住宅地	<u>1.4ha</u> 0.8ha	<u>0.565ha</u> 0.235ha	<u>0.565ha</u> 0.123ha	<u>0.416ha</u> 0.004ha	石巻市	H24~H25	<u>62人</u> 45人 <u>(17戸)</u> (15戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（小室地区） <u>1.4ha、69人、23戸</u> 移転跡地：漁業施設関連用地
D-3	桃浦	集团移転促進事業	住宅地	2.7ha	0.195ha	—	—	石巻市	H24~H26	71人 (24戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（桃浦地区）1.6ha、71人、24戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-6	給分浜	集团移転促進事業	住宅地	2.9ha	0.742ha	—	—	石巻市	H24~H26	132人 (42戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（給分浜地区）1.7ha、145人、45戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-7	十八成浜	集团移転促進事業	住宅地	3.3ha	0.189ha	—	—	石巻市	H24~H26	115人 (53戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（十八成浜地区）3.4ha、175人、77戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-8	鮫浦	集团移転促進事業	住宅地	<u>1.3ha</u> 1.0ha	<u>0.397ha</u> 0.079ha	—	—	石巻市	H24~H25	<u>54人</u> 74人 <u>(16戸)</u> (18戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（鮫浦地区）1.1ha、84人、22戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-10	名振	集团移転促進事業	住宅地	1.6ha	<u>0.569ha</u> 0.7ha	—	—	石巻市	H24~H26	<u>66人</u> 99人 <u>(29戸)</u> (33戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（名振地区） <u>3.7ha、149人、62戸</u> 移転跡地：漁業施設関連用地
<u>D-12-B</u>	<u>大須</u>	<u>集团移転促進事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>0.1ha</u>	<u>0.064ha</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>石巻市</u>	<u>H24~H26</u>	<u>8人</u> <u>(4戸)</u>	<u>都市計画区域外</u>	<u>移転元：都市計画区域外（大須地区）0.5ha、22人、9戸</u> <u>移転跡地：漁業施設関連用地</u>
D-13	小指	集团移転促進事業	住宅地	<u>1.3ha</u> 1.2ha	<u>0.681ha</u> 0.309ha	<u>0.681ha</u> 0.309ha	<u>0.616ha</u> 0.270ha	石巻市	H24~H25	<u>26人</u> 49人 <u>(11戸)</u> (15戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（小指地区） <u>1.1ha、48人、16戸</u> 移転跡地：漁業施設関連用地
D-15	泊浜	集团移転促進事業	住宅地	0.9ha	0.335ha	—	—	石巻市	H24~H25	24人 (13戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（泊浜地区）0.5ha、38人、21戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-17	大浜	集团移転促進事業	住宅地	0.8ha	0.141ha	—	—	石巻市	H24~H26	30人 (10戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（大浜地区）0.4ha、30人、10戸 移転跡地：漁業施設関連用地

D-18	波板	集团移転促進事業	住宅地	0.7ha	0.304ha	—	—	石巻市	H24～H25	26人 (12戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（波板地区）0.3ha、26人、12戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-19	白浜・長塩谷	集团移転促進事業	住宅地	2.7ha	0.017ha	0.017ha	—	石巻市	H24～H26	107人 (44戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（白浜・長塩谷地区）2.3ha、107人、44戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-20	釜谷崎	集团移転促進事業	住宅地	0.7ha	0.002ha	0.001ha	—	石巻市	H24～H25	29人 (12戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（釜谷崎地区）1.0ha、29人、12戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-21	月浦	集团移転促進事業	住宅地	0.5ha	0.069ha	—	—	石巻市	H24～H26	24人 (8戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（月浦地区）0.8ha、45人、13戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-24	小泊・大室	集团移転促進事業	住宅地	3.3ha	1.769ha	1.768ha	1.685ha	石巻市	H24～H26	167人 (60戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（大室・小泊地区）4.0ha、167人、60戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-25	佐須	集团移転促進事業	住宅地	1.0ha	0.109ha	—	—	石巻市	H24～H26	71人 (22戸)	市街化調整区域	移転元：市街化調整区域（佐須地区）0.8ha、82人、24戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-27	折浜・蛤浜	集团移転促進事業	住宅地	1.6ha	0.168ha	—	—	石巻市	H24～H26	50人 (16戸)	市街化調整区域	移転元：市街化調整区域（折浜・蛤浜地区）0.6ha、54人、17戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-29	福貴浦	集团移転促進事業	住宅地	1.8ha	0.189ha	—	—	石巻市	H24～H26	74人 (21戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（福貴浦地区）1.1ha、95人、27戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-30	大原浜	集团移転促進事業	住宅地	1.6ha	0.351ha	—	—	石巻市	H24～H26	43人 (23戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（大原浜地区）2.4ha、86人、46戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-31	小湊浜	集团移転促進事業	住宅地	5.8ha	0.042ha	—	—	石巻市	H24～H27	335人 (93戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（小湊浜地区）3.7ha、378人、105戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-32-B	鮎川浜東地区	集团移転促進事業	住宅地	6.0ha	0.340ha	—	—	石巻市	H24～H27	190人 (91戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（鮎川浜地区）6.2ha、491人、235戸 移転跡地：漁業産業施設関連用地
D-33	谷川浜・祝浜	集团移転促進事業	住宅地	3.8ha	0.291ha	0.291ha	0.291ha	石巻市	H24～H26	79人 (27戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（谷川浜・祝浜地区）3.2ha、131人、45戸 移転跡地：漁業産業施設関連用地

D-34	立浜	集団移転促進事業	住宅地	1.2ha	0.337ha	—	—	石巻市	H24～H25	48人 (11戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（立浜地区）0.8ha、75人、19戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-37	雄勝中心部A	集団移転促進事業	住宅地	2.4ha	0.818ha	—	—	石巻市	H24～H26	62人 (26戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（雄勝中心部A地区）0.8ha、62人、26戸 移転跡地：漁業産業施設関連用地
D-39	水浜	集団移転促進事業	住宅地	1.7ha	0.003ha	—	—	石巻市	H24～H26	77人 (28戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（水浜地区）1.8ha 138人、51戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-40	分浜	集団移転促進事業	住宅地	0.6ha	0.273ha	—	—	石巻市	H24～H25	20人 (6戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（分浜地区）0.7ha 46人、18戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-41	相川	集団移転促進事業	住宅地	1.6ha	0.420ha	—	—	石巻市	H24～H26	52人 (16戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（相川地区）1.0ha 58人、19戸 移転跡地：産業施設関連用地
D-42	月浜・吉浜	集団移転促進事業	住宅地	1.4ha	0.264ha	0.264ha	0.262ha	石巻市	H24～H26	45人 (18戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（月浜・吉浜地区）0.8ha 45人、18戸 移転跡地：産業施設関連用地
<u>D-44</u>	<u>祝田</u>	<u>集団移転促進事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>0.3ha</u>	<u>0.180ha</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>石巻市</u>	<u>H24～H26</u>	<u>15人</u> <u>(6戸)</u>	<u>市街化調整区域</u>	<u>移転元：市街化調整区域（祝田地区）1.3ha 35人、13戸</u> <u>移転跡地：漁業施設関連用地</u>
<u>D-45</u>	<u>河北</u>	<u>集団移転促進事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>19.1ha</u>	<u>18.019ha</u>	<u>18.019ha</u>	<u>18.019ha</u>	<u>石巻市</u>	<u>H24～H28</u>	<u>1126人</u> <u>(417戸)</u>	<u>非線引き都市計画区域の用途地域外</u>	<u>移転元：都市計画区域外（河北地区、雄勝地区、北上地区）24.1ha 1126人、419戸、移転跡地：漁業農業施設関連用地</u>
M-1	泊浜	その他施設の整備に関する事業	事業施設用地	19.5ha	16.6ha	16.6ha	16.6ha	㈱サン・エナジー 石巻	H24～H25	—	都市計画区域外	
計				<u>201.6ha</u> 181.8ha	<u>136.04ha</u> 116.89ha	<u>142.81ha</u> 123.97ha	<u>125.79ha</u> 107.01ha			<u>9,849人</u> 8,788人 <u>(3,719戸)</u> (3,312戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業

業等の事業名を記載する。

- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： D-2 小室 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： D-8 鮫浦地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： D-10 名振地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。									

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： **D-12-B 大須地区**

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>・本地区は小規模な農地が点在しており、転用の対象となる農地周辺は山林及び学校用地となっていることから、地区内の営農活動に対する影響は少ない。</p> <p>・整備地区からの污水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>・雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>・農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。</p>									

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： D-13 小指地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：~~D-20 釜谷崎地区~~

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ~~・ 防災集団移転用地の用地造成に必要な、最低限の農地転用を行うものであり、営農活動に対する影響は少ない。~~
- ~~・ 整備地区からの汚水排水は公共下水道へ接続するため、周辺農地に対する影響はない。~~
- ~~・ 雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。~~
- ~~・ 農業用水及び排水については、当該地区がほ場整備完了工区であるため影響はない。~~

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

~~農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。~~

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： **D-44 祝田地区**

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>・本地区は小規模な農地が点在しており、転用の対象となる農地周辺は山林及び境内地となっていることから、地区内の営農活動に対する影響は少ない。</p> <p>・整備地区からの污水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>・雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>・農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： **D-45 河北地区**

(別紙様式2)

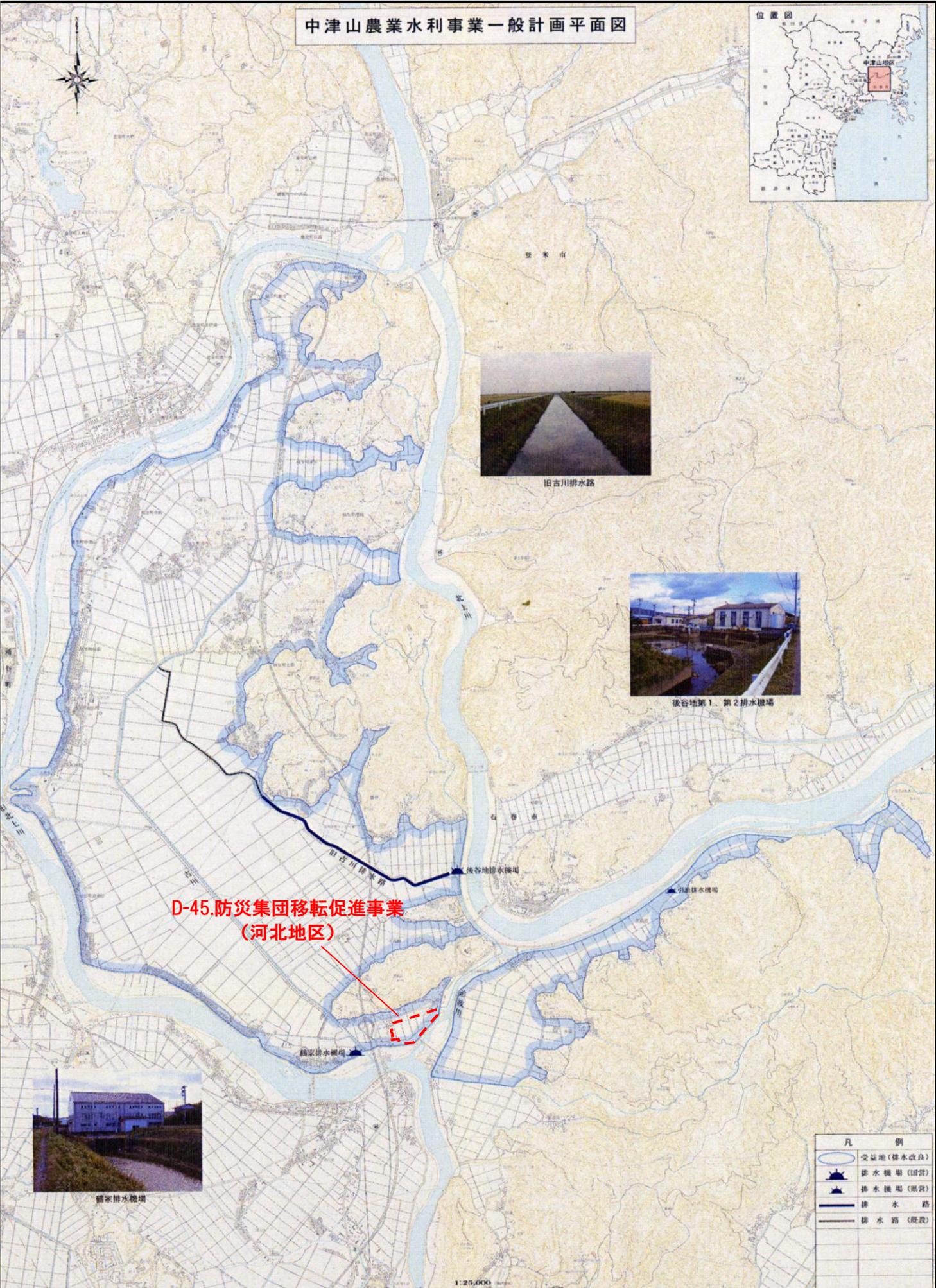
① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
2	<u>国営かんがい排水事業</u>	<u>中津山地区</u>	<u>農林水産省</u>	<u>3,191ha</u>	<u>H20～ H28</u>	<u>18.019ha</u>	<u>施行中</u>	<u>直轄</u>	<u>国営かんがい排水事業中津山地区の事業計画及び事業計画推進上の影響が少ないこと、また、国営かんがい排水事業の受益地には、旧北上川左岸の河北、桃生地区の大部分の農地が含まれることから、復興整備事業の実施によって国営かんがい排水事業の施行に支障が生じないようにすることについて中津山農業水利事業所及び関係する北方土地改良区と調整済である。</u>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<ul style="list-style-type: none"> ・整備地区からの汚水排水は公共下水道に接続予定であり、周辺農地に対する影響はない。 ・雨水排水については調整池により適切な流量調整等の対策を行った後、農業用排水路を經由し、一部は古川へ排水し、一部は鶴家排水機場から旧北上川へ排水することとしている。 ・雨水排水については調整池で流量調整を行った後、農業用排水路を經由し古川に排水する。 ・農業用水については事業地区北部の北上川より取水し、用水路により供給されていることから、周辺農地へ対する影響はない。 ・農業排水については、事業地区を東西に流下する農業用排水路を經由し古川へ排水することから、周辺農地へ対する影響はない。 ・農業用排水については関係する北方土地改良区と確認・調整済であり、周辺農地での営農の支障はない。 									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<u>事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。</u>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁

業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

中津山農業水利事業一般計画平面図



旧古川排水路



後谷地第1、第2排水機場

**D-45.防災集団移転促進事業
(河北地区)**



轟家排水機場

凡 例	
	受益地 (排水改良)
	排水機場 (旧設)
	排水機場 (新設)
	排水路 (新設)
	排水路 (既設)

